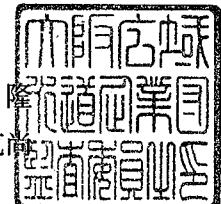


監査結果報告書
(平成27年1月14日付け報告)

企監第50号
平成27年1月14日

大阪広域水道企業団議会議長様

大阪広域水道企業団監査委員 坪内 隆
同 上西 克



監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第5項の規定により監査を執行した結果を、同条第9項の規定により下記のとおり報告します。

記

別紙監査の結果のとおり

監査の結果

1. 監査の概要

(1) 監査の範囲

平成 25 年度における工事の執行

(2) 監査対象

監査対象機関	監査対象工事
事業管理部南部水道事業所	松原ポンプ場築造工事
事業管理部南部水道事業所	送水管布設工事 (バイパス・堺市田園～堺市三原台)

(3) 監査実施日

平成 26 年 11 月 20 日～平成 26 年 11 月 25 日

(4) 監査の実施方針

平成 25 年度における工事の計画、設計、積算、施工等が適正かつ経済的・効率的に行われているかを主眼として、技術的な視点で監査した。

2. 監査の結果

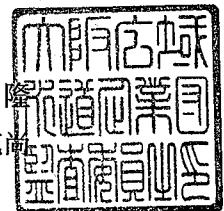
監査対象工事の執行は、おおむね適正であることを認めた。

企監第50号
平成27年1月14日

大阪広域水道企業団議会議長様

大阪広域水道企業団監査委員
同

坪内
上西



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を執行した結果を、同条第3項の規定により下記のとおり報告します。

記

別紙検査の結果のとおり

検査の結果

1. 検査の概要

(1) 検査の範囲

平成 26 年 9 月から同年 10 月における水道事業会計及び工業用水道事業会計に係る
現金の出納・保管

(2) 検査対象会計

水道事業会計及び工業用水道事業会計

(3) 検査実施日

平成 26 年 10 月 27 日から同年 11 月 28 日まで

(4) 検査実施方針

現金の出納・保管が適正かつ正確、確実、有利に行われていたかを検査した。

2. 検査の結果

現金の出納・保管は、適正であることを認めた。